



保険料免除・納付猶予制度とは

【保険料免除制度とは】

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

【保険料納付猶予制度とは】

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。これを納付猶予制度といいます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

【手続きをするメリット】

保険料を免除された期間は、老齢年金を受け取る際に2分の1（税金分）を受け取れます。**手続きをされず未納となった場合、2分の1（税金分）は受け取れません。**

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

【保険料の追納について】

保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。

ただし、保険料免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

なお、追納した場合のその期間は「納付」期間として取扱います。

【未納のままにしておく…】

1. 障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります

○障害の場合は初診日(※)、死亡の場合は死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が3分の2未満の場合

○初診日または死亡日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がある場合

上記2つのいずれかにあてはまる場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されません。

※初診日は、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日になります。

2. 老齢基礎年金を、将来的に受けられない場合があります

【保険料免除・納付猶予された期間に関する年金額】

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、**保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。**

1. 全額免除

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が支給されます。

2. 半額免除（納めた保険料額 8,210円：令和元年度）

平成21年4月分からの保険料の2分の1が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の8分の6（平成21年3月分までは3分の2）が支給されます。

3. 納付猶予制度

納付猶予の期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされますが、**老齢基礎年金額を受給額が増えることはありません。**

詳しくは、旭川年金事務所(☎0166-27-1611)または住民課戸籍担当(☎56-2123)までお問い合わせください。

今月のテーマ『わがまちの自慢』

上富良野町



ホップコタン 忽布古丹醸造の樽生ビール

ホップコタン 忽布古丹醸造は、昨年町内で創業したブルワリー(醸造所)です。

町内産ホップなどを使用した、自社醸造の生ビールを樽で販売しています。数に限りはありますが、サーバー(10.4%、15.5%)も無料でレンタルしています。種類は常時5種類程度取り扱っています。

年末ごろには、町内産ホップのみを使用した瓶ビールの販売も予定しています。

☎ 忽布古丹醸造株式会社(上富良野町西8線北33号)

☎ 45-0012 ホームページ⇒www.hopkotan.com

中富良野町



酒かすスイーツ

なかふらの産米「ゆきひかり」を原料に作られた純米酒「法螺吹」の酒かすを使用したスイーツです。2010年に誕生した酒かす饅頭をはじめとした5種類のスイーツは、子どもから大人まで幅広い世代から愛されています。

甘みや香りの豊かさが特徴の酒かすスイーツを是非ご賞味ください。

☎ 前野商店

☎ 44-2504

富良野市



認定商品に表示されているロゴマーク

メイドインフラノ認定商品

富良野地域産の原材料を使って、市内で製造加工されたすぐれた商品を富良野市独自の認定制度『メイドインフラノ』として認定しています。昨年5月の第1回認定以降、これまでに53商品が認定され、下記のロゴマークが付されています。取組内容や認定商品など、詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://madeinfurano.com/index.html>

☎ 商工観光課

☎ 39-2312

南富良野町



手しぼりミニトマトジュース

南富良野町特産品の『鳥羽農園の手しぼりミニトマトジュース』。

100%ミニトマトで製造されたジュースは、ほのかに甘く、舌触りの良いミニトマトジュースです。

トマトは好きだけどジュースのドロリとした食感が苦手という方にもおすすめです。

☎ (株)南富良野町振興公社

☎ 52-2100